## 特定調達品目及びその判断の基準等の見直し(案)のポイント

## 〇見直しを行う主な点(案)

平成23年2月に閣議決定した「基本方針」から見直しを行う主な点(案)は、以下のとおり。

分	野	見 直 し の 内 容 (案)
家電製品	•	定格内容積350リットル以下の電気冷蔵庫については、判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されていないことから、経過措置を延長定格内容積350リットル超400リットル以下の電気冷蔵庫については1年間経過措置を延長定格内容積400リットル超の電気冷蔵庫については1年間の経過措置の終了テレビジョン受信機について地上デジタル放送対応の削除、エネルギー消費効率に係る1年間の経過措置の終了公共向けを除く温水洗浄便座(瞬間式)に係る1年間の経過措置を終了暖房便座、温水洗浄便座(貯湯式)については判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されていないことから、経過措置を延長
エアコンデ ョナー等	イシ •	エアコンディショナーに係る1年間の経過措置を終了
照明	•	LED 照明器具及び LED ランプに係る判断の基準等を見直し
自動車等	•	自動車に係る判断の基準等を見直し
設備	•	日射調整フィルムについて判断の基準を見直し(可視光線透 過率の高いフィルムの追加)
公共工事	•	ビニル系床材について判断の基準を見直し 高日射反射率塗料について判断の基準を見直し
役務	•	印刷に係る判断の基準等を見直し 食堂において使用する食材について、地域の農林水産物の利 用の促進の観点を配慮事項として設定 飲料自動販売機設置については、低 GWP 冷媒機の市場への供 給状況を踏まえ、経過措置を1年間に限り延長